

特64

177

No 1122



記

臆

録



生 者 の 部

主しゆや茲こゝに記きする爾なんぢの僕はく婢ひも壯さう健けんと
救贖きうじやくを賜たまへ

父ふ母ぼ親しん戚せきの勿論もちろん神品しんぴん代だい父ふ母ぼ朋ほう友ゆう知ち已き等らう
已おのれが祈いのらんと欲ほつする人々ひとびとの名なと此この記き憶おく
録ろくに記しるし置たくべし但たゞこれに記しるすもの
聖名せいなも限かぎる尙なほ委くわしくの此この記き憶おく録ろくの緒言しよげん
と見みるべし

部 の 者 生

--	--	--	--	--	--	--

部 の 者 生

--	--	--	--	--	--	--

部 の 者 死

主しゆや茲こゝに記きする爾なんぢの寢ねりし僕わが婢ひを
記き憶おぼし其その罪つみを赦ゆるし給たまへ

部 の 者 生

部 の 者 死

--	--	--	--	--	--	--	--

部 の 者 死

--	--	--	--	--	--	--	--

死 者 の 部

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

記 憶 録 緒 言
 正 教 會 信 徒 たる 者 の 常 に 己 が 救 贖 の 事 と
 神 に 祈 る の み なら せ 凡 て 此 世 に 生 存 する
 親 戚 恩 人 朋 友 の 爲 に 其 身 体 の 壯 健 に
 て 安 然 に 此 世 と 渡 る 事 と 其 靈 魂 の 救 へ る
 事 と を 祈 り 已 に 此 世 と 去 り し 者 の 爲 に
 神 の 鴻 慈 に よ り 罪 を 赦 さ れ て 永 生 と 得
 ん こと を 祈 る べ き の 當 然 な り 乃 ち 本 書 の
 此 生 者 死 者 の 名 と 録 する も の に して 名 け
 て 記 憶 録 と 云 ふ 茲 に 此 記 憶 録 用 方 の 大 略

をしめ示しさんに先き此こ記き憶おぼ録ろくのせい生しや者しや死し者しやのぶ部ぶに
各おの其その祈いのらんと欲ほする生せい者しや死し者しやのな名なをしる記しし
置おき之がた爲たに祈らんと欲ほする者もののあ朝あ夕せ又また
論ろんあく祈き禱たうののち後のち此こ書しよに就つきて祈いのるべく又又また
其その壯さう健けん或あるひのあん安あん息そくのた爲たに無血けつ祭さいをけん獻けんトて祈いの
らんと欲ほする時ときの先聖せい堂たうに往ゆき供せい餅べんと求と求
め之と此記き憶おぼ録ろくに添そへ聖せい體たい禮らい儀ぎのは始はまる
前まに至し聖所しよよ出いだすべ一一祈き禱たう終をれバ供せい餅べんと
共ともに之を本人じんに返かへす「パニヒメ」と行なふ時も
糖たう飯はん又また此こ記き憶おぼ録ろくと添そへて出いだすべ一一大だい祭さいの

後のち師しん父ふの祈禱たう巡じゆん廻くわいのち節せうも之を出いだして其祈き
禱たうを乞こふべし
生せい者しや并ならびに死し者しやのた爲ために祈いのるの何いづれの日ひに於おいて
するも可かなりと雖いへど生者しやのた爲ためにの特とに其その
人ひとのた誕たん生じやう日び并ならびに其その名なを戴いださて己おのれの保ほ護ご者しや
と恃たむ聖せい人じんの記憶おぼ日び等とうに於おいて一一死し者しやのた爲ため
にの教けう會わい古こ來らいの慣くわんれい例れいに循したがひて三日め九め日め
四し十じゆ日め目めに於おいてすべし蓋けだし三さん日めにの死し後ご三
日め目めに復ふく活くわつせし主しゆを讚さんび美びして死し者が主と
三
借か又また永えい生せいを嗣つが爲たに復ふく活くわつせん事ことを祈いの

四 九日目に九品の神使と記憶して死者の
靈の彼等と共に安息せん事を祈り四十日
目よの死者の靈が復活後四十日目に天に
昇りて神の右に坐せしハリストスと偕よ
神の榮の輝ける天の第宅に昇らん事を祈
るなり又四十日の半なる二十日目と毎年
其逝世の日よ於て記念を爲すも可なり右
の外聖教會が一般に死者の爲よ祈禱を爲
すの日よ擧れば復活大齋前の斷肉の主日
に未來の畏るべき公審判の事を記憶す

五 るに由り此主日の前日即ち土曜日に死者
の爲め公義の審判者の前に矜恤と垂れ給
はん事と祈る又聖神降臨祭の前日即ち土
曜日に凡て此世を逝りし正教の「ハリス
ティアニン」の記憶を爲して其救贖と祈るの
例あり又復活大祭後第二週間の月曜日或
の火曜日に生ける「ハリストティアニン」の死
せし「ハリストティアニン」と記憶し之が爲よ祈
禱して死者と偕に均しくハリストスの復
活を祝するの意を表するを以て此日を喜

六
びの日と稱へ嚴し死者の記憶を爲し聖堂
よ於て祈禱したる後墓所に赴きて祈るの
例あり右三日の外大齋期の間の通例の如
く毎日聖體禮儀と行ひ水曜金曜日に預
備聖體禮儀を行ふと雖も此聖體禮儀よ
通例の聖體禮儀の如く死者の爲に祈るの
式なく又土曜日に聖體禮儀を行ふと雖
も第一週間と第五第六週間の土曜日に
特別に記憶するの事件あるに由り第二第
三第四週間の土曜日に特に死者の爲に記

憶の祈禱を爲す
死者の爲に救贖の祈禱をなし就中之が爲
に無血祭を献せるの固より必要欠くべか
らざる事にして其益の著しき疑ふべか
らざる事なれども獨祈禱を以て足れりと
せむ亦慈善の事を行ふて或ハ聖堂に献金
し或ハ貧者に施すべし蓋施濟矜恤ハ矜恤
む者の福なり其人ハ矜恤と得べければな
せりといへる主の矜恤を求むるに最も効力
あるものなり

生者の爲に祈るの文

八 主や悉くの正教の「ハリステイアコン」と凡て
爾の治むる所に於て正教に適ふて生活す
る者と救ひ及憐み給へ主や爾ハ彼等に靈
魂の安和と身体の壯健を賜ひ之に其自由
に依ると自由に依らざる悉くの罪を赦し
給へ并に彼等の聖なる祈禱よ由て我不當
の者をも憐み給へ

死者の爲に祈るの文

九 主我が神や信と永生の望を懷て此世を過
去りし爾の僕(婢)我が兄弟(姉妹(某))を記憶し
爾が仁慈にして人を愛し諸罪と赦し不義
を滅すの主なるにより彼が悉くの自由と
自由ならざるの罪を宥め之と釋さ之と赦
し給へ彼を永遠の苦と地獄の火より脱れ
しめ彼に爾と愛する者の爲に備へられた
る爾が永遠の幸福よ與かり之を樂ましめ
給へ蓋彼罪を犯せしと雖も爾よ離れせ疑
なく爾父と子と聖神三位よ於て讚榮せら

る、の神と信ト三位に一性一性に三位と
十 正しく承認めて臨終の息に至れり故に彼よ
憐を垂れ爾を信ざるの信を其行ま代へて
爾が恵の深さよ依て彼を爾の聖人と偕よ
安せしめ給へ蓋人生きて罪を行ひざる者
なし惟爾獨罪なし爾の義の永遠の義なり
且爾の獨憐と恵と仁慈の神なり我等爾父
と子と聖神に光榮を歸す今も何時も世々
に「アミン」

寝りし子の爲に祈るの文

主イエススハリストス我等の神生死の主
宰悲む者と慰むる者や我傷み悲むの心と
以て爾に就きて爾に祈る主や寝りし爾の
僕(婢)我子(某)を爾の天國に於て記憶し之に
永遠の記憶を爲し給へ生死の主宰や爾の
曾て我よ此子を賜ひ今爾が仁慈にして睿
智なる旨に由て我より之と取り給へり主
や爾の名の讚揚らるべし天地の審判者や
爾に祈る我等罪人よ爾の限なき愛と垂れ
て寝りし我子に其自由に依ると自由に依

らぎして或の言にて或の行にて或の知る
 と知らざして行ひし悉くの罪と赦し給へ
 惠深き者や我等兩親の犯せし罪をも許し
 これを我等の子よ負ひしむる勿れ我知る
 我が爾の前に犯せし所の罪甚多く爾が我
 等に誠めし所を守らざ行のざる事多し寢
 りし我等の子が此世にある時若我等の故
 に由り或の己の故に由て此世と己の肉体
 に務むること爾己の主神に事ふるに超へ
 此世の惑と爲る者と嗜むこと爾の言と爾

の誠を愛するに超へ此世の快樂に耽りて
 己の罪と悔ることなく節制と守らざして
 警醒禁食祈禱を忘れし事あらば切に爾に
 求む慈のいと深き父や我子に其行ひし此
 の如きの罪を悉く赦し給へ其他凡そ彼が
 此世よ在て行ひし悪事ハ之と赦し之を宥
 め給へヅリストスイイススや爾のイアイ
 ルの女を其父の信と祈禱に由りて復活せ
 しめ又爾ハナチヤの婦の女を其母の信
 と懇求に由りて愈し給へり故に今我が祈

四十 禱とも聴き我子の爲に求むる所を顧み給へ主や彼が悉くの罪を赦し之を赦して其靈と浄め永遠の苦を免れしめて之を古世より爾の喜となせし爾の諸聖人と偕に疾も悲も嘆もなく限なき生命ある所も入れ給へ蓋人生きて罪を行わざる者なし唯爾の獨罪なし願くは爾世と審判せんとする時我子として我父の祝する所の者よ來りて世の始めより爾等の爲に備へし所の國と嗣げといふ爾のいと喜ばしき聲と聞く

を得せしめ給へ蓋爾の恵と憐の泉にして爾は我等の生命及復活なり我等爾及父と聖神とに光榮と歸す今も何時も世々に「アミン」

寝りー父母の爲に祈るの文

五十 主 イイススハリストス 吾神や爾の孤兒の保護者悲む者の隠處泣く者と慰むる者なり我孤兒今爾に就き泣て爾も祈る爾我が願を聴き爾の顔を我が心の歎と我が目の涙より避る母れ憐深き主や爾も祈る爾我

六十
と生み我と育てし我父(或)我母(或)我父
母(某)と離れたる我が憂と慰め彼(或)彼等
の靈を誠に爾を信ト爾の慈と恵を堅く望
みて爾に往ける者として之と爾の天國よ
受け給へ我今彼を我より取り給ひし爾の
聖なる旨の前に俯伏して爾も求む只爾の
恵と慈と彼(或)彼等)より奪ふ勿れ主や我
知る爾の此世の審判者にして父祖の罪と
悪どを其子其孫其曾孫に罰して三四世に
至と雖亦其子其孫其曾孫の祈禱と徳行よ

七十
由りて父祖を憐み給ふと恵深き審判者や
我心の傷と悲を以て爾に祈る我が忘るべ
からざる寝り一爾の僕我父(或)我母(某)に
永遠の罰と加へて彼が此世よ於てそ
の自由に依ると自由に依らざして言と行
にて知ると知らざして行ひし悉の罪を赦
し至聖なる生神女及諸聖人の祈禱に因り
爾の憐と慈を以て之と憐みて永遠の苦と
免れ一め給へ爾の父母と子との慈深き父
なり願くは我として我が生涯我が息の絶

八十 我父(或ハ母)を記憶し爾公義の審判者ニ於て寢りし
ゆる時に至るまで我が祈禱に於て寢りし
を諸聖人と共ニ疾も悲も嘆もなき光明の
處清涼の處平安の處に入れ給へん事と祈
らしめ給へ惠深き主や今日爾の僕(或ハ婢)
(某)の爲メ献る我が此の熱切の祈禱を聴納
れて彼が我と信トハリストス教の敬虔メ
教育せし苦勞と心配の爲に爾彼メ其報を
爲し給へ蓋彼ハ始て我に爾我主ト知らし
め我に敬みて爾メ祈り困ト悲ト疾に於て

九十 獨爾を恃み爾の誠を守る事ト教ハたり彼
が我が靈の進歩を慮りしが爲め彼が我が
爲に熱心にして爾の前に献りたる祈禱の
ため并メ凡そ彼が我が爲に爾より求め得
たる賜のためメ爾の惠ト垂れ爾が在天の
幸福ト喜トを以て爾が永遠の國メ於て彼
に報い給へ蓋爾は惠と憐と慈の神にして
爾は爾の忠信なる僕の安樂ト喜悅なり我
等爾及父ト聖神トに光榮を歸す今も何時
も世々に「アミン」

寝りし妻の爲に祈るの文

十二

ハリストスイイス主全能者や我心の傷
と悲と以て爾又祈る主や爾の天國に於て
寝りし爾の婢(某)の靈を安息せしめ給へ主
宰全能者や爾は男女の夫婦の契を祝福し
て人獨處るは善からず之が幫助者と作ら
んと云へり爾はハリストスと教會の靈妙
の結合に象りて此契を聖にせり主や爾は
我をして亦此聖なる契と以て爾が婢の一
人と結合せしめ給ひしを信ト且認む今爾

十二

の仁慈よして睿智なる爾の旨に由りて我
が幫助者及び我が生命の同伴者として我
に予へし此の爾の婢を我より取り給へり
我爾が聖なる旨の前に俯伏して中心より
爾に祈る我が爾の婢(某)の爲に獻るの祈と
聽納れて彼が言と行と思にて并に知ると
知らざして行ひし所の罪と赦し給へ彼が
或ハ此世の物を愛すること天の物に超へ
或ハ衣服の事と己が身体と飾るを慮るこ
と己が靈の服を照す事と慮るに超へ或ハ

己が子の爲に慮らば或の言又の行よて人
 と辱しめ或の心にて己の鄰を憤り或の人
 を罪し或の其他此の如き惡事を行ひし事
 ありば爾仁慈よして人を愛する者なるに
 由り此等の罪を悉く彼又赦し給へ蓋人生
 きて罪を行はざる者なし爾の造物たる爾
 の婢と訟を爲す勿れ彼の罪よ由て彼を永
 苦に定めば乃爾の大なる恵よ由て之を赦
 し之を憐み給へ全能の主や我爾に祈り且
 求む我として我が生涯息まばして寝りし

爾の婢の爲よ祈り我が生命の終よ至るま
 で爾全世界の審判者よ彼が罪の赦されん
 事よ求むると得せしめ給へ神や爾曾て此
 世に於て彼と榮して寶石の冠よ其首に戴
 かしめたる如く爾の天國に於て爾を祝賀
 する爾の諸聖人と偕に爾が永遠の光榮を
 以て彼を榮し彼等と偕に爾及父と聖神の
 至聖なる名よ永遠に歌ひしめ給へ「アミン」

ハリ
 スト
 スイ
 イス
 ス
 主
 全
 能
 者
 や
 爾
 の
 泣
 く

者を慰むる者孤兒と寡婦の保護者なり爾
 會て云へり爾が愛の日我と呼べよ我爾を
 脱れしめんと今我が愛の日爾に就きて爾
 に祈る爾の顔を我より避けよ乃ち涙を以
 て爾に献る所の我が祈を聴納れ給へ主萬
 物の主宰や爾の我を爾が僕の一人に配合
 し我等をして一身一靈と爲らしめたり爾
 の會て此僕を我が同住者及び保護者とし
 て我に予へ今爾の仁慈よして睿智なる旨
 に由りて我より此の爾の僕を取り我を獨

遺し給へり我の爾が聖なる旨の前に俯伏
 して我が愛の日爾に就く願く我が友な
 る爾の僕と離れたる我が憂を消せよ爾の
 我より彼を取るも我より爾の恵と奪ふ勿
 れ爾會て寡婦の二半厘と受けたる如く我
 が此祈とも聴納れ給へ主や寝り一爾の僕
 (某)の靈を記憶して彼が自由よ依ると自由
 よ依らせして或の言にて或の行よて或の
 知ると知らせして行ひ一悉くの罪と赦し
 彼の不法と借に彼と亡させ之と永遠の苦

に付さむ乃ち爾の大なる恵と爾が憐の多
 きに由りて彼が犯せし悉くの罪を宥め之
 を赦して爾の諸聖人と共疾も悲も嘆も
 なく限りなき生命ある所に彼と入れ給へ
 主や爾又祈り且求む我が生涯我をして寢
 りし爾の僕の爲に祈り我が此世を去るよ
 至るまで爾全世界の審判者に彼が諸罪の
 赦と爾が爾を愛する者の爲に備へたる天
 の第宅も彼に入れらるゝ事を祈らしめ給
 へ蓋彼罪を犯せしといへども爾に離れざ

其生命の終に至るまで疑なく父と子と聖
 神を正しく承認めたり故に彼が爾を信ぜる
 の信を其行に代へて受け給へ蓋人生きて
 罪を近のざる者なし唯爾獨罪なし爾の義
 の永遠の義なり主や爾の我の祈を聴納れ
 爾の顔を我より避けざるを信ト且認む爾
 の痛く泣き悲むの寡婦を見て憐と垂れ其
 葬の爲に擔はるゝの子を復活せしめし如
 く今又憐を垂れて我の憂をも慰め給へ爾
 の爾が聖教會の祈禱に由りて爾に往き

爾の僕フェオフィルに其妻の祈禱と施濟と願
 み爾が憐の門と開きて之に其罪を赦せし
 如く我も爾に祈る我が爾の僕の爲に獻る
 の祈をも聽納れて之と永生に入れ給へ蓋
 爾は我等の特爾は人を憐み救ふの神なり
 我等爾及父と聖神とに光榮と歸す今も何
 時も世々に「アミン」
 即死者の爲に祈るの文

主イエスハリストス生死の主宰や爾は
 爾の聖福音に於て云へり爾儼醒すべし人

の子何れの時に至るを知らざればなり爾
 意はざるの時よ人の子來らんと然れども
 我等此世に在るの罪人は此世の慮と快樂
 に耽りて已れが死期を忘れ我等が望まむ
 意はざるの時倏ち爾天地の審判者に招か
 る寢りし爾の僕(或は婢)我等の兄弟(或は姉
 妹(某)も此の如く不意に爾に招がれたり主
 救世主や爾が我等を慮るの途ハ奥妙にし
 て測り難く悟り難し主宰や我今慎んで此
 の爾の途の前よ我が首を俯し我が信を以

て熱心に爾も祈る爾の聖なる住所の高き
より我を顧み己の恩寵を以て我を蔽ひ我
がこの祈禱を香爐の香の如く爾の前に登
らしめ給へ恵の最と深き主や測るべから
ざる爾の法度より死が俄に我等より
奪ひたる爾が僕(婢)の爲に献るの我が祈を
聽き其望まざる時に於て爾が公平無私の
審判も招がれたる彼の戦き懼るゝの靈と
恕し及憐み給へ爾の憤を以て彼を責る勿
く爾の怒を以て彼を罰する勿く乃ち爾が

十字架の功績と爾が至聖なる母並に爾が
諸聖人の祈禱に由て彼を恕し彼と憐み給
へ彼が自由に依ると自由も依らざりて或
は言にて或は行にて或は知ると知らざし
て行ひ一悉くの罪を赦し給へ爾の僕(或は
婢(某)の己と備へて取られたれども此
世に於て爾を信ト爾神救世主ハリストス
と承認て爾も望を属せり故に此信と此望
と以て其行に代へよ憐深き主や爾の罪人
の死を欲せ凡そ之とて正さに歸らし

めんが爲め及び其救贖の爲め彼自ら及び
 彼に代りて行ふ所の者の恵に由て之を受
 け自ら其道を整へ之として生を得せしめ
 んとす故も爾に祈る今此世に於て寝り
 爾の僕(或ハ婢)の爲に行ふ所の慈善の行と
 祈禱とを悉く記憶し彼の爲に献る我が祈
 をも爾が聖教會の聖役者の祈禱と共に聽
 納れて彼の靈よ其諸罪を赦し其乱れたる
 心と安じ彼をして永遠の苦を免れて光明
 の處に安息せしめ給へ蓋ハリヌトヌ我等

の救主や我等を憐み我等を救ふは爾に屬
 し言ひ尽し難き仁慈と永遠の光榮と父及
 び聖神と偕に獨爾も歸す今も何時も世々
 に「アミン」

明治廿一年七月十日印刷
明治廿一年七月三十日出版

翻譯者

版權所有

東京府士族

上田將

東京麹町區飯田町
六丁目十三番地

東京府平民

森保

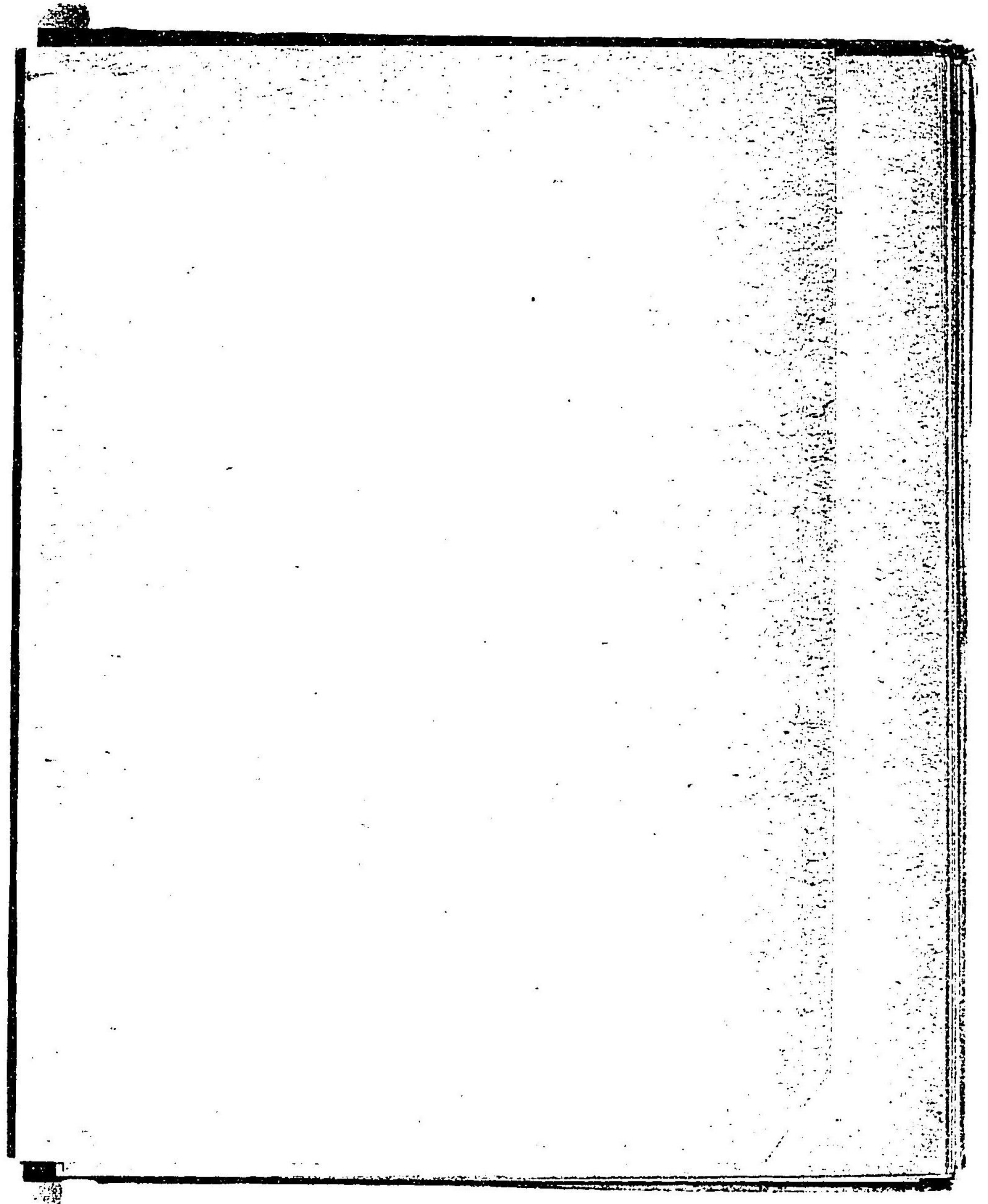
東京芝區柴井町
十六番地

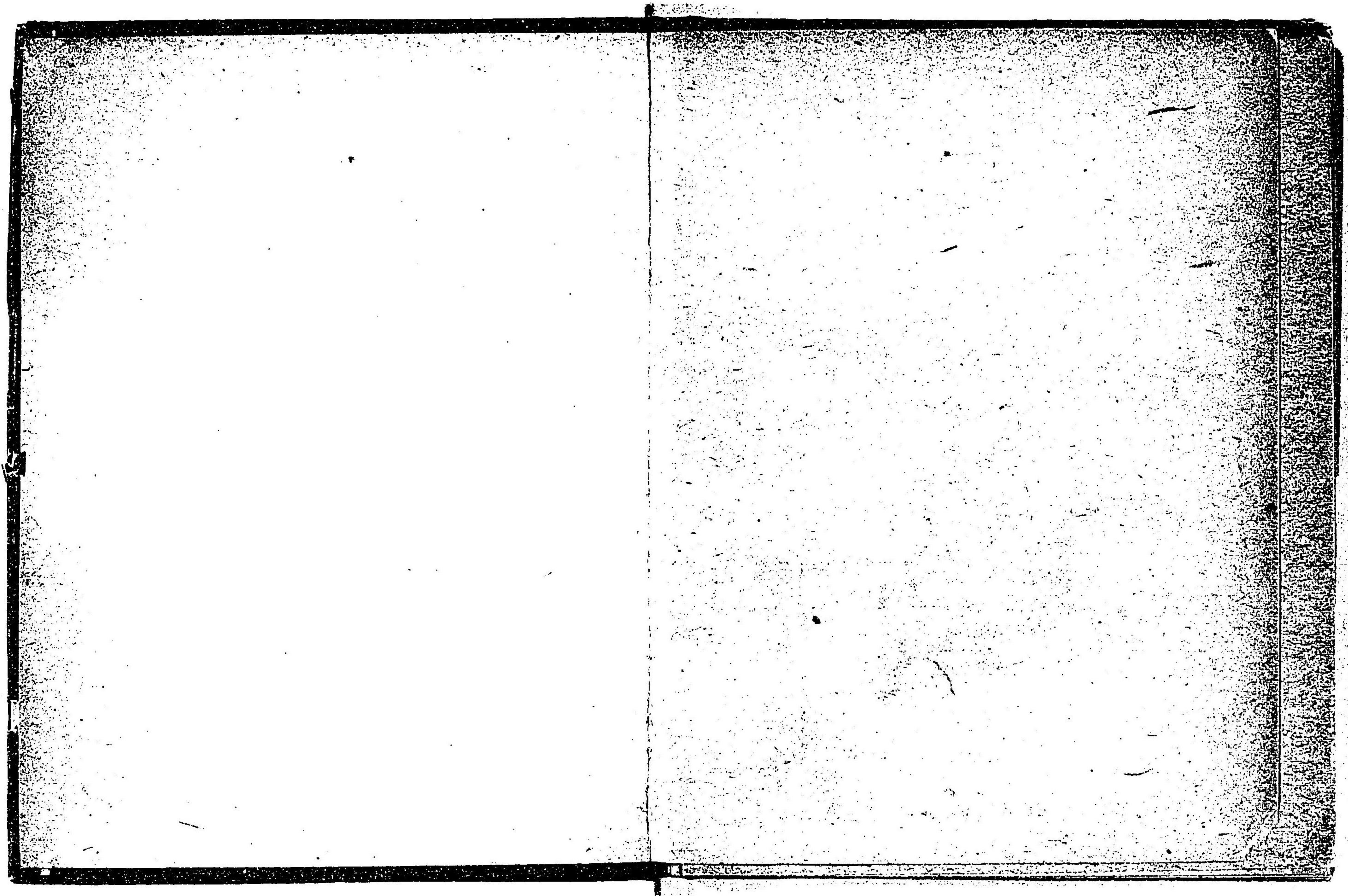


印刷者

岡本利三郎

東京麹町區麴町
十丁目四番地





住 所
姓 居
記 嚴

51
2
67

020355-000-9

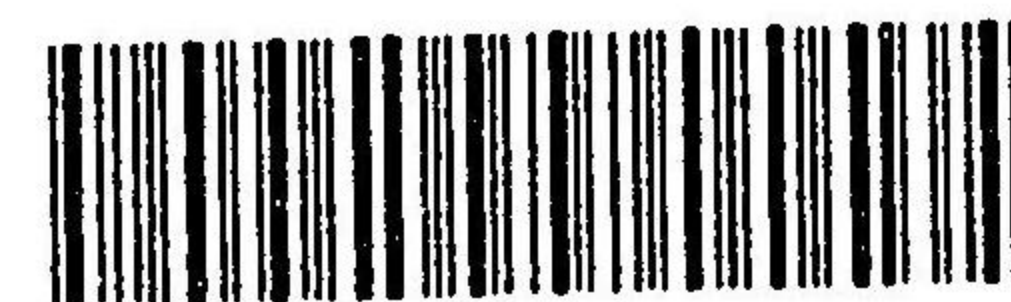
特64-177

記憶録

上田 将/訳

M21

ABI-0162



17

